

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（案）の概要について

1 個人住民税

森林環境税（国税）の導入に伴う改正（施行期日：令和6年1月1日）

森林環境税※1は、個人住民税均等割と併せて年額1000円を市町村が賦課徴収する。

※1 平成31年度税制改正により創設され、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」で規定

区分		従来 平成25年度まで	⇒	現行 ※2 平成26年度～令和5年度	⇒	改正後 令和6年度以降	+	現行制度 との比較
均等割	市民税	3,000円		3,500円		3,000円		▲500円
	都民税	1,000円		1,500円		1,000円		▲500円
国税（森林環境税）						1,000円		1,000円
合計（賦課徴収額）		4,000円		5,000円		5,000円		±0円

※2 東日本大震災の経験を踏まえた地方公共団体の防災対策に充てる財源確保のため、時限措置として均等割を各500円増額

2 固定資産税

大規模修繕が行われたマンションに対する固定資産税（建物）の減額措置（施行期日：公布の日）

(1) 対象

管理計画の認定を受けたマンション（築20年以上かつ10戸以上）のうち、修繕積立金を管理計画の認定基準未満から認定基準以上に引き上げた場合のみ減税対象

(2) 工事要件

長寿命化工事（屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装等工事）を過去に実施していて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に2回目以上の長寿命化工事を完了していること

(3) 減税額

各区分所有者が工事完了後の賦課期日に係る固定資産税（建物に係る部分）を3分の1減額（初年度のみ）